



令和6年 九都県市一斉 自転車マナーアップ強化月間 神奈川県実施要綱



神奈川県PRキャラクター
かながわキンタロウ

期 間

令和6年5月1日（水）～5月31日（金）

目 的

自転車の交通事故を防止する運動を県民総ぐるみで展開し、県民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、自転車の交通事故防止の徹底を図ります。

スローガン

自転車も のれば車の なかまいり

重 点

- 1 自転車交通ルールの遵守及びマナーの向上
- 2 自転車点検整備の促進
- 3 自転車損害賠償責任保険等の加入促進

運動の重点に関する主な推進事項



～自転車交通ルールの遵守及びマナーの向上～

- 自転車安全利用五則の周知及び遵守の徹底を促す取組の推進
- 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の必要性・効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進
- 各種広報媒体やキャンペーン等による、自転車の安全な利用に関する啓発・広報活動の推進

～自転車点検整備の促進～



- 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備の促進

～自転車損害賠償責任保険等の加入促進～

- 自転車事故被害者の救済に資するための自転車損害賠償責任保険等への加入促進



推進要領（関係機関等）

神奈川県交通安全対策協議会構成機関・団体が共通して推進する事項

- 運動の重点に関する主な推進事項に基づき、地域の実態に即した交通安全活動を積極的に推進します。
- 関係機関・団体の職員等に、この運動についての周知を図ります。
- 各種会議、行事を通じて、この運動の趣旨を積極的に周知するとともに、広報紙（誌）・機関紙（誌）を発行するときは、自転車安全利用五則等交通ルールの遵守とマナーの向上を呼びかける記事の掲載に努めます。
- 自転車の損害賠償責任保険等への加入・ヘルメット着用の周知啓発を推進します。

交通安全協会等交通関係団体及び地域関係団体の推進する事項

- キャンペーンやイベント等の開催により、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 各種団体構成員による見守り活動を積極的に実施し、「交通安全ひとこえ運動」を推進します。

教育機関・団体の推進する事項

- 交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導を充実します。
- 「みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながわ』」の理念を踏まえ、関係機関・団体と連携して、事例や教材等を活用した効果的な自転車の利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者等の推進する事項

- 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロール等を強化します。
- 道路情報板、駅広報、車内広報等を活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

警察の推進する事項

- 信号無視や一時停止等、危険性・迷惑性の高い運転等の指導取締りを強化します。
- 関係機関・団体と連携し自転車の通行方法に関する周知を推進します。
- 参加体験型の交通安全教育等を推進します。
- 関係機関へ交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域等の実態に即した事故防止活動を推進します。
- 交通情報板等を活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

県・市・区・町・村の推進する事項

- 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体との連携を図り、運動を推進します。
- 各種メディアを活用して、運動の周知徹底と広報啓発を推進します。
- 「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知活動を推進します。

県民の取り組み事項

家庭

- 家族が出かける際には、交通事故に遭わないよう交通安全の「ひとこえ」をかけましょう。
- 事故を起こしたときの責任の重大さ等について、家族で話し合しましょう。
- 自転車に乗るときは、ヘルメットの着用するよう家族で声を掛け合しましょう。
- 万一の事故に備え、必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

職場

- 社内の広報媒体で「自転車安全利用五則」を紹介する等して、交通ルールを守る意識を高めましょう。
- 朝礼や会議等のあらゆる機会を活用して、「思いやりのある運転」を心がけるよう指導しましょう。
- 事業で自転車を利用する場合にも、必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。
- 事業や通勤で自転車を利用する場合、ヘルメットを着用しましょう。

学校・地域

- 児童や生徒が主体的に自転車交通ルールとマナーの大切さについて、意識を高められるようにしましょう。
- 地域内の交通危険箇所を共有し、安全な通行方法等を確認し合しましょう。
- 交通安全教室を開催し、自転車の安全利用を促進しましょう。
- 万一の事故に備え、必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。
- 通勤や通学で自転車を利用する場合、ヘルメットを着用しましょう。

自転車の利用者

- 自転車安全利用五則を守りましょう。
- スマートフォン等を使用しながらの自転車運転はやめましょう。
- 自転車の通行が認められている歩道でも、歩行者の安全を確保するために徐行しましょう。
- 幼児を同乗させる場合は、正しい乗車方法等を理解し、正しく利用しましょう。
- 日頃からブレーキや前照灯等の点検整備を励行しましょう。
- 交通事故に備えて必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。
- 自転車に乗るときは、ヘルメットを着用しましょう。

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



自転車ルールブック

幅広い世代に伝わりやすいように、イラストを多く盛り込んだ「自転車のルールブック」を作成しました。神奈川県暮らし安全交通課のホームページから自由にダウンロードできますので、交通安全啓発活動においてご活用ください。

(対応言語：日本語・英語・中国語・ベトナム語)

自転車ルールブックはコチラ



神奈川県交通安全対策協議会事務局
神奈川県 暮らし安全防災局 暮らし安全部 暮らし安全交通課
電話番号 045-210-1111(代)

～県内の交通事故統計などを更新しています～
神奈川県暮らし安全交通課公式ホームページ



～交通・防犯のタイムリーな情報を発信しています～
神奈川県暮らし安全交通課公式X（旧 Twitter）



自転車安全利用五則

自転車も のれば車のなかまいり

大人もヘルメットを
忘れずに!

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と
一時停止を守って、
安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

\\ 九都県市一斉 //

自転車マナーアップ強化月間

2024年
5.1水 **31**金

自転車に乗る前に、自転車の点検整備をしましょう!
自転車保険等への加入も忘れずに! ※各種保険等の特約で加入できる場合もあります

首都圏自転車安全利用対策協議会 埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市